

生企第10号

第6次生駒市総合計画第3期基本計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和8年6月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

下記業務について、公募型プロポーザル方式により業者選考を実施するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

1 業務名

第6次生駒市総合計画第3期基本計画策定支援業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 業務期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

4 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
- (4) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6

号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) グループ又は共同企業体(以下「グループ」という。)による提案も可能とする。その場合、すべての構成団体についても参加資格(1)から(5)までをすべて満たさなければならない。また、グループの代表は、その責任において本業務全体の進捗管理及び取りまとめ等を行うこととする。なお、グループの構成団体となった場合、別に単独又は他のグループに参加して本プロポーザルの提案者となることはできない。

5 提出等

① 提出期限：令和8年7月15日(水)15時00分まで(必着)

② 提出場所：生駒市役所 経営企画部 企画政策課(市役所4階)

③ 提出方法：紙媒体については、持参又は郵送によること。電子データについては、電子メールにより提出し、到着確認のため必ず電話にて連絡すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。